軟弱地盤にメス

研究を専門家に委託

『大地が沈む　水面がせり上がる』江東地区一帯の地盤沈下は休みなく続いています。これを放っておくと防災計画や江戸川区の総合開発計画にも重大な障害になります。

さる9月の定例区議会で「軟弱地盤と建築物対策のための調査研究委託経費六百万円が承認され、近く次のような研究が各専門家の手によって行なわれます。

① 都市計画及び建築経済面からの研究
東工大教授　石原舜介

② 耐震工学及び一般構造
都立大教授　田治米辰雄外6名

③ 地震、基礎
建設省建築研究所　大崎順彦外6名

④ 地盤沈下対策
都立大教授　中野西正外2名

ではなぜ23区でもはじめてという研究を江戸川区では委託したのでしょうか。江戸川区では毎年約一万五千人程の人口増加がみられます。人口集中が都心から周辺地区に移動をはじめた確かな証拠です。人口増加に伴って近代都市化、つまり高層ビル建設の要求は当然強くなってきます。しかし江戸川区の軟弱地盤と一年に10センチほどの地盤沈下……。地震などあったとき、いったい建物はどうなるのか？実際にはさっぱりわかっていない状態なのです。今回の研究の課題の主眼点の一つはそこにあります。研究の成果が一日も早く待たれるものです。

住居表示　船堀地区の準備すすむ

現在区では船堀地区を新しい住居表示に切り替えるため、来年二月、一日実施をめざして準備を急いでいます。今回の住居表示で番地の変わるところは、東船堀、西船堀、二之江地区の一部で、世帯数四千三十三世帯、面積は約百十一万平方メートルです。新しい町名は船堀一丁目からてお目みえしたのだった。そして第二次世界大戦、千葉方面と都心をつなぐこの大動脈道路に戦車の列が延々とつづき、カーキ色の行進を見送った記憶も二十数年の昔となった。

今は、世界戦争ならぬ交通戦争、一日十万台という交通量消化のため、六メートル下流にもう一本架設し、上り、下りを別々にして交通渋滞を解消しよう、ジャッキ・アップもしなければと、当局の気構えはしんけんだ。しかし幹線交通はこの国道一本だけではこころもとないところから、百メートル下流に高速道路と第二の小松川橋架橋もすでに本ぎまりになっている。川でかこまれた江戸川区は、いづれ雄大な橋の名所となることだろう。

七丁目まで予定されており、十二月の定例区議会で議決されると、来年二月一日から実施される予定になっています。なお今回の住居表示が完了しますと面積では全体の約23％、人口では約45％が既に新しい住居表示になり、区画整理の終わっていない葛西地区や小松川、逆井、平井地区を除いて、ほとんど区の全域が新しい町名に衣がえすることになります。

すでに新住居表示になった方へ

使いなれた旧町名への愛着はわかりますが、早く新しい町名に親しんでください。

新しい住居表示で年賀状

□　□

篠崎土地改良区

実施地域の地番決まる

「住所、本籍更正申出書」を出した方は区役所で区役所関係の台帳を新住所に書きかえました。法人・運転免許証・その他免許・許可等他の官公署の台帳を更正する場合は区役所（区民課・分室・出張所）で発行する証明書を添えてお届け下さい。

あの橋・この橋③

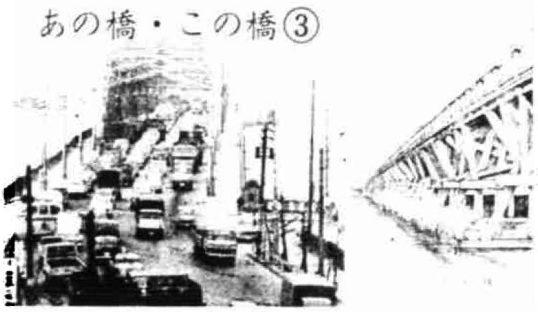

小松川橋

馬車のひずめがカッカッと橋板をふむ、肥桶を積んだ車がゴトゴト。リヤカーが走る。泥だらけのもも引きをはいたごかい堀りのオヂサンが、万ぐわを肩にのんびり通る。昭和十五年以前の小松川橋はこうだった。（カット）都電西荒川終点をまっすぐ上がったところが旧橋の位置。「大正十一年完成、橋長二百七十間、巾二十一尺、巨大な木橋」と記録にある。現在の小松川橋は昭和十六年に建設され、小橋もふくめて長さ六百三十メートル、巾十一メートル雄大にそびえる五個のアーチ、往復四車線で都内随一の近代橋とし

軽自動車税シリーズ③

納税義務者

軽自動車税の納税義務者は車の所有者です。（これは所有者課税といいます）

たとえ賃貸等の方法でその車を他人に使用させていても、納税義務者は所有者であることにかわりありません。

月賦販売等で車を買った場合は、普通、売り主がその車の所有権をもつことになっていますが、このような場合には所有者が二人になり、二人が連帯納税義務者となります。だゞ一般には社会通念上から買い主に対して軽自動車税がかけられております。

また、車の台帳面では所有者になっていても、届け出手続きをすませないまま、その車を他人に譲り渡しているという例がよくあります。

この場合の所有者は、たとえば売買契約書等によって、すでに所有権を失っている事実が明らかな場合、納税義務はおわないことになります。

区の条例では、納税義務が発生したとき（新たに車を所有したり、車の置き場所を江戸川区内にしたとき十五日以内に届け出をし、納税義務が消滅したときは三十日以内（ただし区のナンバー・プレートを交付したものは十五日以内）に届け出をすることをきめています。

なやみごと・苦情は　すぐ　相談窓口へ

区民センター　（651）0131

ところ　月　曜　休館

【区民相談】
区政全般への要望や苦情、その他のなやみごとについて、係員がいつも相談をおうけしています。
と　き・休館日を除く毎日、午前九時から午後五時まで
ところ・三階相談室

【結婚相談】
結婚を望む方同志のご紹介をするほか、結婚問題についてあらゆるご相談相手となる窓口です。
と　き・休館日を除く毎日、午前九時から午後五時まで
ところ・一階結婚相談室

【法律相談】
土地・家屋・相続など毎日のくらしの間に起る法律上の問題を、区で依頼した弁護士が事情をおききします。相談においでのときは、なるべく関係書類をお持ちになるのが便利です。この相談はよく利用されるので、時間はお早めに。
と　き・毎月第一金曜・九時から正午まで
〃　第三木曜一時ノ四時
ところ・三階相談室

【消費者相談】
毎日のお買物で奥様方の気づかれたサービス・目方・品質などの苦情をお聞きし、また商品知識の質問もおうけし、気持よく、消費生活のお役にたつ相談窓口です。
と　き・休館日をのぞく毎日午前九時から午後五時まで
ところ・三階相談室

【商工相談】
中小商工業者のために、経営、経理、金融などの諸問題のご相談に応じます。相談のお相手は「中小企業相談所」の職員で、企業発展の道しるべとなる窓口です。
と　き・日曜・休館日を除く毎日・九時三〇分から五時まで。
土曜は正午まで
ところ・一階商工相談談話室

【教育相談】
こどもさんの教育のことについておなやみのかたはなんでもご相談ください。教育研究所の専門職員がお話し相手となります。
と　き・土曜・休館日を除く毎日、一時から四時半まで、日曜は九時から
ところ・三階教育研究所相談室

【人権ようご身の上相談】
人権擁護委員が事情をおききします。社会生活で人権が犯されているのではと、おなやみの方は遠慮なくどうぞ。
と き・毎月第一火曜日一時から四時
ところ・三階相談室

【更生保護相談】
保護監察所観察官や保護司が、非行に走った青少年の矯正・進路について、また一般の方からも青少年の更生についての相談をおうけします。
と　き・毎週金曜日一時から四時まで
ところ・三階相談室

【税務相談】
企業経営上、税金の疑問や不明な点について相談をおうけする窓口です。税理士会江戸川支部会員がお答えします。
と　き・毎週金曜日一時から四時まで
ところ・一階商工相談室

【行政相談】
行政問題上の不服や苦情を国の行政相談員がうけたまわります。
と　き・毎月第一火曜　一時ノ四時
ところ・三階相談室

【電話相談】
電話施設などの、苦情要望の相談を日本電信電話公社の職員がおうけします。
と　き・毎月第・・三木曜　午前九時から午後四時まで
ところ・三階相談室

□　その他、生活困窮・身体障害・おとしよりなどのなやみごとの相談は福祉事務所へ。

★相談の内容は外部へもれません。